

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案概要

前 文

今次の大戦による本邦における空襲その他の災害により、多くの方々の尊い生命が奪われただけでなく、一命をとりとめた生存者の中には、その心身に障害や傷跡を受けたことで、長年にわたり多大な労苦を余儀なくされてきた者がいる。

これまで、我が国においては、再び戦争の惨禍が繰り返されることがないように、国際社会の平和及び安全の確保を図るための様々な取組が積み重ねられる中で、国との間に特定の関係を有していた者や特殊の戦争被害を受けた方々を援護するため各般の施策が講じられてきたところである。

他方、空襲その他の災害による被害については、戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないやむを得ない犠牲であるとして、国会及び政府において、これを救済するための取組はなされてこなかった。

ここに、戦後八十年を経た今日において、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにするとともに、空襲その他の災害によりその心身に障害や傷跡を受けた者の長年にわたる多大な労苦に鑑み、国として、これを慰謝し、及び空襲その他の災害による被害の実態を明らかにしてその犠牲者へ追悼の意を表するため、この法律を制定する。

一時金の支給

(1) 一時金

国は、特定空襲等被害者に対し、一時金 50 万円を支給する。

〔※ 国籍条項なし、また、他の戦後給付の受給権者又は受給者は対象外〕
〔※ 支給対象者は推計約 3,000 人で、総額約 15 億円程度の見込み〕

(2) 特定空襲等被害者等の定義

特定空襲等被害者 (施行日に生存している方)	① 空襲等のため負傷し、これにより身体上の障害がある者 ② 空襲等のため負傷し、これにより外貌に著しい醜状を残す者 ③ 空襲等のため心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受け、これにより精神障害の状態にある者
空襲等	① S16.12.8～S20.9.2 の間に本邦で行われた空襲、船舶からの攻撃その他の戦闘行為 ② ①の戦闘行為に直接的に伴う危険を回避し若しくはこれに伴う被害の拡大を防止するための行動に際して行われた行為（自己又は第三者が自殺を図る行為・第三者による加害行為）又は当該行動に際して生じた事故

(3) 請求・審査・認定



(4) (独)福祉医療機構への事務委託

厚労大臣は一時金の支払事務を(独)福祉医療機構に委託することができ、その際に機構は国から交付された資金を充てる「特定空襲等被害者一時金支払基金」を設ける。

実態調査等

(1) 実態調査

政府は、空襲等の被害の実態調査を行い、その結果を公表しなければならない。

(2) 平和を祈念するための事業

政府は、空襲等の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び空襲等による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとする。

※ 公布日から 3 月を経過した日から施行